

当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■医療 DX 推進体制整備加算（医療 DX）

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様によりよい医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

また、診療報酬明細書は患者さんに無償で交付しています。

■歯科初診料の注1に規定する基準（歯初診）

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■歯科外来診療医療安全対策加算1（外安全1）

- ・当院では安全性の高いよりよい医療を提供し、患者様に安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。
- ・自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。
- ・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
- ・歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備しています。
- ・患者様の搬送先として下記の病院と連携し、緊急時の体制を整えています。

緊急時連絡先：自治医科大学附属さいたま医療センター 電話番号：048-647-2111

緊急時連絡先：さいたま市立病院 電話番号：048-873-4111

緊急時連絡先：さいたま赤十字病院 電話番号：0570-048-852

■歯科外来診療感染対策1（外感染1）

当院では、院内感染対策管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

■歯科外来診療感染対策2（外感染2）

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整えているほか、感染症法上での新興感染症等の発生時においても医科医療機関等との連携を取りつつ円滑な歯科診療を実施するとともに、新興感染症等に罹患した(疑似症状を含む)他の医療機関からの患者様を受け入れるための体制を整備しています。

■在宅医療 DX 情報活用加算（在宅 DX）

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して在宅診療を行っています。

電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを導入しています。

■歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準（歯訪診）

在宅で療養している患者様への診療を行っています。

■歯科口腔リハビリテーション科 2（歯リハ 2）

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

■歯科技工士との連携 1（歯技連 1）

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。

また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

■光学印象（光印象）

患者様の CAD/CAM インレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用して、歯型取りなどの調整を実施しています。

■CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー（歯 CAD）

CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

■クラウン・ブリッジの維持管理（補管）

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

■歯科外来・在宅ベースアップ評価料 I（歯外在ベ I）

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し良質な医療提供を持続させるための取り組みです。患者様の診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。